

2013年6月20日

「国家知的財産ネットワーク (KIPnet) コンファランス」参加報告書
～ 創造経済実現のための知的財産戦略 ～

ジェトロソウル 知的財産チーム

◇概要

- ・日時：6月19日(水)、14:00～18:30
- ・場所：ソウル良才洞エルタワー7階グランドホール
- ・主催：KIPnet5分科幹事機関（韓国発明振興会、韓国著作権委員会、韓国知識財産保護協会、韓国知識財産戦略院、インテルレクチャーディスカバリー）
- ・後援：未来創造科学部、産業通商支援部、文化体育観光部、特許庁、大韓弁理士会
- ・参加者：約200名

◇セクション1の主な発表内容

1. 創造経済の実現戦略(創造経済の環境造成方策)

ノ・キョンウォン 未来創造科学部 創造経済企画官

1) 推進背景

韓国政府は去る6月5日に創造経済の実現戦略を発表した。政府は、この戦略がうまく遂行できるように環境を造成することに重点置いている。推進背景は、国内環境においては、雇用のない成長、潜在成長率の下落などにより低成長の危機感が増大しており、国外環境においては、革新的技術と創意的アイデアが新しい成長動力として登場したため、新しい雇用と市場創出の効果が大きいベンチャと中小企業を中心に、成長と雇用、福祉が調和をなし、創造経済へ転換する必要であるとした。

2) 創造経済の概念

創造経済の概念は、国民の想像力と創意性を科学技術とICTに融合して新産業と新市場を創り出し、既存の産業を強化することにより雇用を創り出すことであり、朴・クネ政府の新しい経済戦略である。

3) 創造経済の実現戦略(6月5日に基本計画を発表、3目標と6戦略を策定)

- ・ビジョン：創造経済により国民の幸せと希望の新しい世界を実現
- ・目標：△新しい雇用と市場創出、△創造経済のグローバルリーダーシップの強化、△創意性が尊重され、発現される社会実現
- ・戦略1：創意性が正当に保障され、創業し易い環境を造成

- ーアイデアを事業化し創業を活性化すると共に、創業ー成長ー回収ー再挑戦の好循環構造の定着を推進する。
 - ー創業準備(アイデア創出)、創業初期(初期3年まで)、成長(初期3年以降)、回収及び再挑戦の4段階別に、主要政策課題を遂行する。
- ・戦略2：ベンチャ・中小企業の創造経済における主役化及びグローバル進出の強化
 - ー企業の成長段階別のオーダーメイド型金融支援と海外進出のインフラ拡大及びネットワークの強化により、グローバル能力を強化する。
 - ー大・中小企業間の成果共有制度拡大など同半成長の環境造成と、大・中小企業の海外同半進出支援などにより、大・中小企業の共存と協力支援する。
- ・戦略3：新産業・新市場開拓のための成長動力の創出
 - ー短期目標(3年以内)：SW・インターネット基盤の新産業育成、高付加コンテンツ産業の育成、社会問題解決のプロジェクト、伝統及びサービス産業の活性化
 - ー中長期目標(3年以上)：先端技術基盤の有望分野への投資、国家巨大戦略分野の育成、大融合基盤の新産業・新需要の創出、C-KOREAプロジェクト、主力産業高付加価値化、社会基盤及びインフラの高度化
 - ー融合課題として農業、文化、食品、安全分野において「ビタミンプロジェクト」を遂行
- ・戦略4：挑戦精神を持つ創意人材の育成
 - ー融合型創意人材養成の強化、挑戦精神及び起業家精神を鼓吹、創意人材の海外進出及び国内流入の活性化
- ・戦略5：創造経済の基盤となる科学技術とICTの革新能力の強化
 - ー科学技術・ICT革新能力の強化、産・学・研・地域の協力強化
- ・戦略6：国民と政府が共にする創造経済の文化造成
 - ー創意性と想像力が発揮される文化の造成、政府の源泉データを解放し、国民のアイデアと融合、政府の業務のやり方を革新する。

4) 民・官協力推進体系

- ・構成：未来創造科学部などと、民間経済団体
- ・役割：協力課題の発掘・推進、政府政策の建議事項のまとめ、創造経済文化の拡大など
 - ー政府は支援及び造成の役割：創業安全網など環境造成を支援、企業成長の妨げとなる規制の改善、科学技術及びICT能力の強化、創意人材の養成など創造経済の土台を提供、R&D及びグローバル進出などを支援する。
 - ー民間は主導及び拡大の役割：科学技術とICTの融合により創意的製品及びサービス創出の活性化、大・中小企業間の共存協力の実践、メント

リングなどにより後輩起業家を支援、倫理及び透明経営の実践を強化する。

2. 創造経済と知的財産、そして韓国の未来

朴・ソンジュン 韓国特許庁商標デザイン審査局長

1) 創造経済とは、想像力と創意性、科学技術に基盤した経済運営により、新しい成長動力を創出し、新市場、雇用を創り出す政策のことである。

2) 韓国の知的財産レベルは、世界で上位の圏内にある。

特許出願は世界 4 位(2011 年)、特許生産性は世界 1 位(2011 年)、標準特許は世界 6 位、技術貿易収支は 2010 年で 68 億ドル赤字、2008 年～2012 年までの国内外の企業間特許紛争は、韓国企業から外国企業へは 212 件、韓国企業から外国企業へは 813 件であり、2010 年の機関別の標準特許保有状況は、サムスン電子が 1,5145 件(61.1%)で 1 位、LG 電子が 660 件(21.1%)で 2 位、2012 年の知財権保護順位は、40 位であった。

3) 創造経済における韓国特許庁が遂行すべき業務(6 通り)

- ① 起業家精神と知的財産のマインドを備えた創造的人材の育成
- ② IP 中心の R&D 戦略
R&D から質の高い IP を作る出すべきである。
- ③-1 世界最高レベルの知的財産権品質の確保
- ③-2 世界最短の審査処理期間(現在韓国は 14.8 ヶ月で世界一早い)により、技術迅速な事業化
- ④ IP 金融・取引・資金支援により事業化・創業を支援
特許庁発表の知的財産活動実態調査によると、特許技術事業化における隘路事項のうち、資金不足が 31.0%を占めている。知的財産価値評価システムにより、金融・取引・資金支援などにより、事業化・創業の支援を遂行
- ⑤-1 紛争システムの先進化
紛争対象及び技術分野の多様化により、紛争による直・間接的な被害が増加
需要者オーダーメイド型の段階別対応の支援、知財権紛争対応の基盤造成
- ⑤-2 IP 紛争及び保護基盤の造成
自治体、公正取引委員会による国内保護、関税庁の水際処置(対象拡大)による水際保護、各国の中央、地方政府による協力と IP-DESK 拡大設置による海外保護など、保護基盤の造成
- ⑥ グローバルリーダーシップの確保
グローバル制度の革新主導、知財権の韓流を造成

3. 著作権で切り開く創造経済・文化隆盛

ユ・ビョンハン 韓国著作権委員会委員長

1) 創造経済

IT 技術、R&D、ハイテック産業など収束的思考の科学的創意性を基盤に、文化芸術、コンテンツ、余暇など拡散的思考の芸術的創意性が融合して活用することにより、創造経済が成り立つ。

2) 文化の産業全般に及ぼす波及効果

2012 年の韓流の生産誘発効果は、推定で 12 兆ウォンであり、国家イメージの上昇、韓国商品の購買と訪問が増加した。文化的価値が、製造業、サービス業など他産業全般にわたり肯定的な波及効果を拡散した。

3) 創造産業の基盤は、著作権

著作権は、文化芸術関連の創意性を持ち、創造経済産業の根幹をなす重要なインフラである。

4) 創意経済に向け、著作権の環境構築のための文化体育観光部と韓国著作権委員会の活動

① 創意性に対する補償体系の確立

- ・新しい不法複製類型の出現など不法複製の経路が増加している中、オンラインモニタリングの対象拡大、トレント専門担当班の運営など、オンライン侵害に積極的に対応し、デジタルフォーレン式の捜査支援対象の拡大で捜査技術を高度化する。また、著作権成年講師制度と著作権体験教室、産業専従者教育の実施などにより、著作権に対する認識を向上する。
- ・インターネット・モバイルコンテンツの流通環境は、韓流市場の開拓機会を創出するが、韓流進出地域の不法流通は深刻である。韓流進出支援のため海外著作権保護活動を拡大し、国別の著作権指数によってオーダーメイド型で接近、合法利用契約の支援、侵害対応救済処置の支援、国際交流協力で韓流国の著作権環境改善、海外文化院内に著作権専門官を配置する。
- ・水面上に浮上した文化芸術界における著作権問題に対し、文化芸術人のための著作権サービスを支援する。

② 創意性のための基盤造成

- ・新しい創作物が創作できるよう、創造資源を構築するべきであり、そのためには、公的及び共有著作物を基盤に、新しいコンテンツの創作ができるよう利用環境の造成が必要である。共有及び公的著作物により、新しい価値を再創出する好循環の枠を形成し、自由利用著作物のサービス拡大、満了、寄贈、事由利用許諾著作物の戦略的発掘により、利用を活性化する。
- ・複合著作物の増加などにより、著作物の利用関係が複雑であり、安心して利用できる環境を構築するため、著作物の権利関係を明確化するなど、関連法律を改善する。

- ・著作権の誤・乱用により、著作物の積極的な活用を阻害する問題が深刻であり、一般国民の著作権の利用環境を改善することにより、第2の創作を促進する。

③創造産業への促進剤

- ・中小企業の著作権に対する自発的な遵守の努力不足により、告訴・告発の危険が共存しているため、中小企業の著作権紛争対応の能力を強化する。
- ・信託管理団体の独占的経営により、徴収及び分配の公正性の問題が持続的発生し、透明性が低下しているため、市場親和的な信託管理団体の運営体系を導入する。
- ・著作権を巡る社会的葛藤が増加しているため、著作権者・利用者が同半成長できる環境造成が必要であり、音源電送使用料の改善や著作権共存協議体の活性化などを推進する。

◇セクション2の主な発表内容

4. 創造経済実現に向けた研究所のIP戦略

ヒョン・チャンヒ 韓国電子通信研究院(ETRI)事業化本部長

1) 創造経済時代の知的財産

韓国の経済体制は、農業経済→産業経済→知識経済の段階を経て、新しい成長動力として、創造経済の時代が到来した。創造経済とは、創意性を基に、新しい付加価値と職場を創出する経済体制のことである。創造経済では、一つの知的財産が様々な価値が創出される。その一例がスマートフォンである。スマートフォン1台で、各種アプリ基盤ビジネス、モバイル広告、フェースブック・ツイッターで代表される様々なSNS事業モデルが創出される。

スマートフォンをIPの観点から見ると、技術(HW+SW)とIPの複合体である。スマートフォン一台には、約25万件の特許が含まれている。そのため、真なるスマートフォンの強者は、HW・SWの技術だけでなく、優秀IPも保有しなければならない。世界のスマートフォン市場を主導するサムスン電子とアップルは、自社の弱点を補うための活動をしている。サムスン電子は、SW技術不足を認識し、SWプラットフォームの自立性確保に主力している。一方、アップルはIPの不足問題を解決するために、核心・標準特許等のIPを他社から買入れることに力を注いでいる。

「技術=IP」という視覚も存在するが、サムスン電子・アップルのこういう統計をみると、そうではないことが分かる。2011年、ギャラクシーとiPhoneの市場占有率は、それぞれ19.0%、18.8%で互角だったのに対し、2012年には、30.3%、19.1%でギャラクシーの方が約10%の格差を広げている。一方、IPにおいては、サムスン電子とアップルが全世界において知財紛争を続けているが、米国サンノゼ裁判所の判決ではサムスン電子の6億ドルの損害賠償という結果が出た。占有率と裁判所の判決が反対様相は、IPは技術革新の保護という本来の意味を超え、グローバル競争の革新的武器かつ盾であることを示唆する。

2) 研究所の IP 成果 (ETRI 事例)

ETRI は、2013 年、米 IPIQ の米国特許評価である「Innovation Anchor Scorecard」にて 1 位、全世界 237 か所の政府機関/研究所/大学の統合評価にて 2 年連続 1 位を達成した。ETRI のこの快挙は、国際標準特許確保に力を注いだ結果と言える。ETRI は、3GPP、MPEG、ITU、IEEE における標準特許を累積 309 件も保有している。この 309 件は、韓国保有国債標準特許(2,530 件)のうち、サムスン電子、LG エレクトロニクスに後次ぐ 3 番目に多い件数である。また、海外ロイヤルティ収入拡大のために、MPEG-4 Systems、AVC/H. 264、IEEE802. 11、DVB-T2、LTE 等の国際標準特許プールに加盟しており、これは、全世界公共機関のうち最多加盟数である。

ETRI は、グローバルマーケティング強化を通じて、海外技術料収入の比重を持続的に拡大し、2012 年度全体技術料 364 億ウォンのうち、海外からの技術料が 50%となった。特許ライセンス強化を通じて特許を基盤とする技術量の収入が持続的に増加した。また、ETRI は、特許確保にとどまらず、2008 年から米国において 3G 携帯電話メーカー 22 社を相手取り特許侵害訴訟を提起し、現在 11 社に総額 7,700 万ドルのロイヤルティ支給契約を締結する等、権利行使にも積極的に臨んでいる。

3) 研究所の IP 戦略

3-1) 優秀 IP 創出戦略

優秀 IP の創出戦略には、①創意アイデア振興制度、②発明口述審議の強化等が挙げられる。①は、アイデアを募集し、そのアイデアに対し、課題関連性評価、創意性評価を行い、条件に符合するものは特許出願を進め、関連性はないが創意的なものはアイデア図書館に保存し、今後の研究開発の種にする。また、どちらも満たさないアイデアに対しては返戻することで、アイデアの発掘と育成を同時に行う。②は、特許/研究部処・外部専門家で構成された審議委員会で発明に対する評価を行い、ランクを付け、B 級は国内出願に進み、S 級・A 級の発明は「選択と集中」、「発明インタビュー」、「海外出願可否」、「不良特許遮断」等で構成された口述審議を行い、海外出願を進める。これによって、口述審議の段階で発明のアップグレードの方向を提示が可能になり、発明がより強力になる。

3-2) IP 加工戦略

IP 加工は、保有特許の資産実査及び特許パッケージングを通じて行う。特許資産実査を通じて、休眠中の優秀特許を発掘し、資産実査の過程において長期未活用特許を片付ける。また、その核心特許と周辺特許を事業化可能な単位にパッケージングし、そのパッケージ単位でオーダーメイド型ライセンス・事業化を推進する。

3-3) IP 活用戦略

IP の活用は、特許マーケティングの強化及び積極的な侵害対応を通じて行う。ETRI の事

例を紹介すると、Intellectual Ventures、Coller Capital、Intellectual Discovery 等に未活用特許・出願段階の発明等に対し専用実施、譲渡等の契約を締結しており、積極的侵害対応は、専門調査期間と連携し、特許侵害を綿密に調査し、事案によって特許訴訟及び個別ライセンス交渉等、最適化された侵害対応戦略を推進する。このような積極的侵害対応を通じて特許ロイヤルティの確保及び ETRI の国際的な立場を引き上げることができた。

3-4) IP 人材養成戦略

ETRI は、IP 専門人材を養成するために、パテントコーディネーター (PC) 制度を導入した。IP 専門教育を通じて研究人材を PC に育成し、PC は、研究部処と特許部署の架け橋を担当する。PC を投入する部門は、融合技術、部品素材、放送通信メディア、通信インターネット、ソフトウェアである。PC 養成段階は、第 1 段階では①所属直轄部署特許の審議評価未活用特許維持/放棄審査が可能な人材養成、第 2 段階では①R&D 企画段階先行特許調査、②特許マーケティング/事業化支援を担当する人材養成、第 3 段階は、一般コーディネーター以外に標準化課題に特化したコーディネーターの養成を目指している。

3-5) 中小企業支援戦略

2013 年 1 月、知識経済部、ETRI、KIAT 共催で「暖かい技術分かち合い業務協約式」を開催し、ETRI 保有特許 80 件を中小企業に無償移転し、中小企業は当該技術を追加開発するか、事業化に直接活用できるようにした。これは、政府出えん研究機関が実施権ではない特許所有権を無償移転した初の事例であることに意義があり、中小企業支援という政府出えん研究機関としての役割を果たすのと同時に、政府が主張する「同伴成長」文化の拡大のきっかけとなった。

5. 創造経済実現に向けた大学の IP 戦略

朴・テソン 延世大学産学協力団長

政府の R&D 予算を 16 兆ウォンとした場合、そのうちの 25%である 4 兆ウォンを大学で使っている。結果物として多くの論文が発表され、過去 10 数年間の韓国 R&D 研究の質と量が急上昇している。主に結果物が論文に傾いており、特許として権利化をする時に、量の面では他国の先進国に劣らないが、事業化する時の技術移転や創業に繋げることに對しては、成果対比かなりアンバランスな構造を韓国の大学はもっている。そこで創造経済における大学の役割は、具体的な技術移転や創業の活性化を図り、質の高い特許戦略を持たなければならない。これにより大学では、収入創出をして研究や再投資を行い、創業活性化することにより技術革新に基づいた強い中小企業が大企業と共存することができ、また、これにより雇用創出ができると考える。

1) 延世大学の IP 組織

延世大学の歴史は 128 年である。IP 戦略と事業化を行う組織は 7 年しか経ってない。当大学だけではなく、韓国の大学の IP 組織は他国の大学にかなり遅れている。

- ・ 2004 年：産学協力団設置、特許管理専従部署配置
- ・ 2006 年：技術移転センター設置、技術移転専従部署配置
- ・ 2011 年：技術持株会社設立、技術事業化専従組織設置
- ・ 2013 年：技術事業化専門会社設立

2) 延世大学の IP 戦略(特許権利化、技術移転、技術創業)の成果

- ・ 特許保有件数(出願、登録含む)：6,000 件(国内特許 5,740 件、海外特許 260 件)
- ・ 累積技術移転件数：440 件(技術移転収入額：2012 年 37.2 億ウォン、2010 年から経常技術料の収入発生し、2012 年は 1.1 億ウォン)
- ・ 子会社：9 社(2012 年の総売上高 120 億ウォン、従業員 150 名、業種：マイクロニードル、S/W 開発、ヘルスケア、新薬、健康食品、化粧品、コンテンツなど多様)
上記の成果は驚くべき数字である。

3) 延世大学 IP 戦略(技術持株会社)の特徴

①学校連携構造の強化(理事会の構成)及び専門性向上(組織一元化)

- ・ 技術持株会社の学校(法人)との連携強化：総長、財団本部長の理事会参与及び活動強化
- ・ 組織一元化：産学協力団(TLO)と技術持株会社(創業)を統合して効率を向上
- ・ 専門性強化：大学、公的機関、大企業、ベンチャー企業などの経歴者及び弁理士など専門人材で構成

②事業化有望技術の発掘プログラム導入(優秀アイテム技術事業化支援)

- ・ 校内優秀な事業化有望技術(アイテム)を公募の形で発掘し、事業化(子会社設立)を推進するプログラム
- ・ アイテム別の試作品製作費など 1500 万ウォン支援及び事業企画支援(計 1 億ウォン/年)
- ・ 事業計画、法人設立及び投資誘致など設立初期の段階において技術持株会社で子会社(法律、会計、経営)支援

③投資組合の結成に参与(子会社への投資財源をつくる)

- ・ 早期企業専門投資組合(運営機関：ユニ創業投資)結成に参与
- ・ 投資規模：70 億ウォン
- ・ 子会社投資：最低 6 億ウォン以上の指定投資及び延世大学内の創業企業投資を優先

4) 大学 IP 戦略の成功に向け、政府に対する政策提案

- ①大学技術事業化の専門会社の定着のために政府政策の柔軟性が必要
- ②技術持株会社の人材専門性向上のために専門人材の採用に対する支援が必要
- ③大学競争力の大きい BT 分野の別途中長期技術事業化支援事業が必要
- ④特許出願の量的管理から質的管理(グローバル化)への政策支援が必要
- ⑤登録特許の累積により国内外の登録維持料(年次料)の毎年増加に対する軽減が必要

5) 大学 IP 戦略の成功 Key Word

- ①大学の基盤技術が 10～20 年後に国家経済の基盤となるという信念が重要
- ②子会社設立時に技術を基盤とする事業性の検討を強化し、基盤技術生産者(教授)と経営者(CEO)の役割分担を明確にすることが重要

6. 創造経済実現に向けた企業の役割(IP 観点)

金・ジョンジュン 韓国ライセンシング協会会長

1) Quality Invention が power patent なのか？

優れた発明が強い特許になるのか、また、強い特許を創出するためには、ハイテクで多くのリソースを投入しなければならないのか、結論からいうと、まったく別の問題である。

では、どうやって強い特許を創りだせるのか。発明(アイテム)は良いが特許がダメになるケースをよく目にする。この失敗は、発明が良ければその発明に対しコストやリソースをかける必要はないという間違いからなる。強い特許をつくるためには、企業、大学、公的機関の実務者、代理人、エンジニアと機関がどう協力するかが重要である。

過去、特許は自社の技術保護手段であったが、現在は、取引手段へとパラダイムが変わった。好循環の IP 関係におけるエコシステムが、好循環に対比しどのように取引手段化すべきなのかが台頭する。取引手段として①標準特許や必須特許、②関連特許(Roadblock Patent)の2つのカテゴリーがあり、①よりも②の方が、自由に取引が可能のためお金になる。

質的成長と量的成長を対象的に論じることは可能であるが、厳密にいうと、量的成長を落とせば質的成長も同時に落ちるケースが多い。課題は、Critical mass をどのようにすべきかである。コストを下げながら質的コストを同伴できるようにし、どのように量的水準を維持すべきかが重要であると思われる。

発明の定義規定に立脚した発明の本質とは、技術的思想としての抽象的本質を持つものである。発明を定義するにあたり、「実施例そのものではなく、その中に内在された技術的思想、つまり技術的アイデアを抽出して発明にする」ものと認識すべきである。

現在、実務的に問題となっているのが、発明と発明品を同一に見ることである。そのため特許がダメになる。同一とみた発明は、特許になったときに、特定の発明品だけを保護する一つの権利にしかない。他人は使わず本人だけが使う特許は、コストはかかるが効果のない特許である。こういった面から、発明を認識する時に、せっかくなつく発明

をどのように強い特許にすべきかについてのアプローチの考え方を考えてみるべきである。

必要に応じて適切な投資も行わなければならないが、考え方を考えることが前提となるべきである。作り上げた発明品そのものを見て特許を出願する例が少なくない。このような場合は、特許が特定の発明品にだけ制限され、これこそ特許がダメになった例と言える。

整理をすると、なぜこの発明をしたのか、最初着案したアイデアからどのように実施例が完成したのかの課程をみるのが、強い特許をつくるための第一歩と言える。

各々のアイデアごとに権利をつくれる、製品に含まれる、内在するアイデアを一つずつ見つけだすべきである。

2) How to create Quality Idea?

発明行為の Dynamics は、従来技術の問題点からどのように洗練された認識をするかが発明の Quality の 80% を左右するため、重要である。明細書の構造をみると、従来技術の問題点をどうやって解決するかという Problem Solution の演繹的關係にあることが分かる。自分が考案した Problem Solution を審査官や第三者のために例をあげて説明したものが実施例であり、構成要素である。

既存の特許の明細書も技術分野、認識の問題点、ソリューションの関係をフィールドで分類してみると、発明の創出において系統的に接近することができるはずだ。

同じ分野において、同じ問題点を有する技術ごとに分類してみると、エンジニアの創造力が容易に刺激されるだろう。なぜなら、本人が持っている問題点と同じであるからである。

3) 企業の役割

企業は、IP 環境の Hub 的な役割を果たせるはずだ。外部の発明に対しオープンマインドで、問題点だけを見ず、アイデア核心ポイントは何なのかを重点的に見るべきである。企業は、多くの特許を保有することは負担になるだけなので、好循環させるべきである。

7. 創造経済実現に向けた IP サービス産業の役割

金・キルヘ (社) 技術取引機関協会会長

1) 創造経済時代の知的財産サービス

現代は、有形資産よりも無形資産のほうがより多くの価値を持つ。

米国は 1980 年初めから強い特許政策を実施したことにより莫大な富を蓄積し、その中で多様な形態の IP ビジネスが登場した。

これに対し、韓国企業のビジネス環境は、韓国企業がグローバルマーケットに進出する際に、FTA により関税障壁が緩和された反面、IP 進入障壁(特許ブロック)のために苦戦し

ている企業がたくさんある。しかし、国際的な知財問題に国が特に韓国政府が直接介入することは難しい。その対案として、企業は、知財権を創出・保護・活用する多様なビジネスを創りだし、政府は、企業との連携と協力が上手く出来るような環境を助成する必要がある。

(参考) 韓国は、過去10年間の企業のロイヤリティー輸入規模は約2.3倍成長、知的財産取引関連市場規模は、2002年2億ドル、2009年17億ドルの規模で、7年間8.5倍に着実に成長している。

2) 韓国知的財産サービス産業の実態

2011年に知的財産基本法が制定されたが、同法第2条(基本理念)と3条(定義)をみると、知的財産サービス産業と関わり国家の義務として定めた内容と根拠が設定されている。

また、国家知識財産委員会の5ヶ年計画(2012年～2016年)の中にも知的財産サービス産業の育成政策が含まれている。しかし、法制定後2年が経過したが、知的財産サービス産業は、市場が狭く、あまり発展してない。

区分		全体	IP調査/ 分析	IP移転、 取引/賃 貸	IP翻 訳	IPコン サルテ ィング	IPシス テム	IP維持 管理
全体	N	643	507	391	207	419	43	422
	%	100.0	78.9	60.8	32.1	65.2	6.7	65.7
公的機関(公的技 術取引機関、評価 機関など	N	10	4	7	2	6	3	2
	%	100.0	40.0	70.0	20.0	60.0	30.0	20.0
IPサービス専門 企業	N	99	72	58	31	68	14	12
	%	100.0	72.5	58.8	31.4	68.6	13.7	11.8
特許事務所	N	534	431	326	174	345	27	409
	%	100.0	80.8	61.0	32.5	64.6	5.0	76.5

* 調査対象：知的財産サービス事業を営む公的機関、知的財産サービス専門企業、特許事務所を対象に知的財産サービス事業の現状及び人材現状などの実態を把握

* 調査機関：韓国知的財産サービス協会

3) 韓国知的財産サービス産業の弱点

①劣悪な知的財産保護水準

・2013年IMD国家競争力評価順位において韓国22位、知的財産権保護程度は40位であるため、IPサービス産業が発展できない状況である。

②不毛な知的財産サービス環境

・手数料体系や知的財産サービス産業に携わる専門家の待遇が低い。そのためサービスの品質が落ち、競争力も弱い。

③IP サービス企業の財源貧弱

・ IP サービス産業の経営難、人材難による悪循環

④IP 価値表・取引・コンサルティングなど一部のサービス分野において官の主導が長期化
・政府は、市場活性化支援政策においてリード的な役割、IP サービスに対する期待価値向上の役割、サービス品質向上のための基盤支援に注力すべきである。

⑤R&D 投資拡大、特許出願など量的改善にもかかわらず、核心・基盤特許などの良質の成果創出及び積極的な活用の活動が不十分

⑥商品貿易と技術貿易の不均衡

・特許使用権の収支赤字が主な要因である(約 27.4 億ドル、全体赤字の 46.7%)

4) 創造経済の実現に向けた知的財産サービス産業の活性化方策に関する提案

①知的財産サービス産業育成のための法制度的インフラ構築の強化

②グローバル知的財産ビジネスの強化

③知的財産取引所の設立により自由市場競争流通基盤の構築

④知的財産サービス市場の持続的な成長が可能な好循環環境の造成

◇セクション3 パネルディスカッション

座 長：朴・ジェグン 漢陽大学校 融合電子工学部 教授

パネル：チェ・チホ 韓国化学技術研究院 経営企画室長

チョン・キョンヒ POSCO 経営研究所 首席研究院

チェ・チヨル 韓国外国語大学校 法学専門大学院 教授

ウ・ジョンギョン 金&張法律事務所 弁理士

座長：大企業と中小企業、ベンチャー間のIP相生は、まだ弱いのが現実。大企業でIPファンドを助成し、このファンドを利用して中小企業、ベンチャーのIP創出及び事業化、そして保護を支援するシステムができるといい。また、技術持株会社¹規定に対する政府政策の柔軟性と登録維持料減免のような制度は至急導入されるのを期待する。

チェ・チホ教授：創造経済実現のための知的財産環境助成の志向点は、生存率が高く、雇用創出効果が大きい技術基盤型創業活性化と中小ベンチャー企業の育成に置くべきである。第1に、大学と出えん研究所の創意的アイデアと新技術に基盤する創業企業の成功は、創業初期の十分な財源と予備創業支援である。このために創業専用ファンド運用及び一定の

¹ 大学や研究所の技術を集め、集めた技術を事業化し収益を創出する会社

損失率及び免責を認める制度が必要。第2に、産学研協力一体化を通じた中小・ベンチャー企業の技術革新力量強化と産学研間信頼文化定着及び研究成果物の合理的な所有・活用・補償体系の定立が必要。

チヨン・ギョンヒ委員：・Catch-up から Lead-up へのパラダイム変化の中で不確実性が急増する創造経済時代を先導するためには、内・外部知識資源を結合させ新しい核心モデルを創出する能力が核心競争力の源泉である。

・R&D 投資世界3位、特許出願世界4位等量的成長はしたものの、技術貿易収支比は10年0.33→11年0.41はかえって悪化した部分もある。

・韓国と中国の技術格差が急激に縮小する中、情報、電子、通信、海洋等核心分野において中国の技術追撃加速化に対する産学研官が連携した知的財産創出・活用・保護等全般にわたる対応戦略が要求される。

・韓国民間企業は、In-house 中心の閉鎖型確認の典型的な形態で、政府との役割分担及び産学研官の開放型協力が必要

・グローバル競争力強化、職場創出等創造経済の成功的実現のために政府を中心とした産学研連携型知的財産創出・活用・保護等環境を助成する必要がある。

チェ・チョル教授：創造経済では、コンテキストが重要な意味を持つ。IPは特許中心であるが、IPの中にも差異がある。例えば、IT-BTの間では違いが存在する。そのようなIPを「権利化→価値創出→再投資」のサイクルで循環させるためには、コンテキストを理解しなければならない。そのため、コンテキスト専門人力の養成が必要である。また、現政府の創造経済は、青年創業に集中しているが、長年創業にも投資する必要がある。長年の経験を活用し、パテントコーディネーターやコンテキスト専門人力に養成するのも良い方法だと考えられる。現政府で青年、長年創業を結合することを期待する。

ウ・ジョンギョン弁理士：韓国の量的成長をほめる記事を目にすることが多いが、外国人から見れば、韓国と中国は「どんぐりの背くらべ」という認識がほとんどである。中国公務員も韓中間の格差はないという認識がある。これは、幼いころからちゃんとした教育を受けていないこと、偽造商品、アイデア奪取等に対する韓国政府のペナルティが弱すぎることに起因すると考える。東北アジア、特に韓国は、祖先の教えを覚え、有名なものを真似ることに慣れている。これを克服するためには、処罰強化は必須である。